

電子複写不可



参謀本部第二十班（第十五課）

日独伊
三国条約

御前會議事録

昭和十五年九月十九日

防衛研修所戦史室

は
130
2226

防衛研修所
戦史室
1061

戦争指導関係経歴

一、本書は旧陸軍参謀本部第二十班又は第十五課乃至軍務部で保管していたものである。

第二十班は昭和十五年十月第二課より独立して参謀次長直風の班として新設せられ、戦争指導に關する事務を担当した。昭和十七年二月第一師内の第十五課に改編、昭和十八年十月再び次長直風の第二十班となる。昭和二十年四月陸軍省部の二位一体制採用に伴い、第二十班は陸軍省軍務課と二位一体となり参謀本部の立場における名称は第十二課となった。

二、昭和二十年八月十四日大東亜戦争終戦に方り陸軍一般に参謀部への指令が出されたが、軍務課長務科校中根吾一少尉は高級議員山田成利大佐の許可を得て、都下青梅緑沿線の自宅に搬出し、「ドラム」陣につめて地下に隠匿した。

昭和二十年末山田大佐の申出により、元第二十班員で第一連員首（局）史実調査部員松島理治（経員たる原四郎中佐が保管を継承して都下某所に隠匿し、占領米軍の発見を免れるため表紙を焼却して左記分類の如く改装した。

- | | | | |
|-----|--------|---|--------------------|
| (イ) | 昭和日記 | 甲 | 機密戦争日誌 |
| (ロ) | 昭和日記 | 乙 | 大本営政府連絡会議議事録 |
| (ハ) | 昭和日記 | 丙 | 重要国策決定録 |
| (ニ) | 昭和日記 | 特 | 御前会議（重要連絡会議を含む）議事録 |
| (四) | その他の書類 | | |

三、研究史調査部(資料整理部)においては、昭和二十一年十二月服部卓四郎大佐部長となるに及び、古頃時代の終了を待つて正統戦争史の本格的編纂を冀圖し、戦争指導史關係は部員たる堀場一雄大佐、服部卓四郎中佐、橋本正晴中佐担任と予定し、本書編を担当年代に應じ夫々分掌保管することとした。

四、服部卓四郎大佐主宰の史実研究所創設に伴い、本書を一括同研究所に保管、昭和三十五年四月三十日服部大佐の死亡に伴い、六月以降當戦史室の保管となる。これよりさき、服部大佐の「大東亜戦争全史」の編纂に利用され、あるいは當戦史室の創設後その全部の写が作成され、編纂に利用されてきた。

昭和三十五年六月二十二日

一等空佐(元陸軍中佐) 服部 四郎
 本経歴要記註者
 防衛研修所戦史室編纂官

西 浦 謙
 本史料管理に關する全般責任者
 防衛研修所戦史室長

2020 冊
 - 1
 1

複製本
 昭和33年9月13
 マイクロ撮影

昭知一五九一九

昭知日記(特)

紹書

大義ヲ八紘ニ宣揚シ坤輿ヲ一字タラシムルハ實ニ皇祖祖宗ノ大訓
 ニシテ朕カ夙夜眷々措カザル所ナリ而シテ今ヤ世嗣ハ其ノ斷胤ヲ庶
 止スル所ヲ知ラズ人翳ノ弊ルキ禍患亦將ニ測ルベカラザルモノ
 アラントス朕ハ禍亂ノ戡定平和ノ克復ノ一日モ遅カテランコトニ
 餘念極メテ切ナリ乃チ政府ニ命ジテ帝國ト其ノ意圖ヲ同ジクスル
 獨伊兩國トノ提携協力ヲ議セシメ茲ニ三國間ニ於ケル條約ノ成立
 ヲ見タルハ朕ノ深ク懌悦ブ所ナリ
 惟フニ萬邦ヲシテ各々其ノ所ヲ得シメ兆民ヲシテ悉ク其ノ堵ニ安
 ンゼシムルハ曠古ノ大業ニシテ前途甚ダ遼遠ナリ爾民益々國體ノ
 觀念ヲ明徹ニシ深ク謀リ遠ク慮リ協心戮力非常ノ時局ヲ克服シ以
 テ天業無窮ノ皇運ヲ扶翼セヨ

御名 御璽

昭和十五年九月二十七日

各大臣副書

日本國、獨逸國及伊太利國間三國條約

昭和十五年(千九百四十年)九月二十七日「ベルリン」ニ於テ署名

同 年(同) 年) 同月同 日 ヨリ 實 施

同 年(同) 年) 十月十九日(十月二十一日附算報)公布

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ裁可シ昭和十五年九月二十七日「ベルリン」

ニ於テ帝國特命全權大使カ關係各國代表者ト共ニ署名シタル日本國、

獨逸國及伊太利國間三國條約ヲ茲ニ公布セシム

御 名 御 璽

昭和十五年十月十九日

内閣總理大臣公使近衛文麿

陸軍大臣東條英機

外務大臣松岡洋右

海軍大臣及川古志郎

條約第九號

日本國、獨逸國及伊太利國間三國條約

大日本帝國政府、獨逸國政府及伊太利國政府ハ萬邦ヲシテ各其ノ所ヲ得シムルヲ以テ恆久平和ノ先決要件ナリト認メタルニ依リ大東亞及歐洲ノ地域ニ於テ各其ノ地域ニ於ケル當該民族ノ共存共榮ノ實ヲ擧ケルニ足ルヘキ新秩序ヲ建設シ且之ヲ維持センコトヲ根本義ト爲シ右地域ニ於テ此ノ趣旨ニ據レル努力ニ付相互ニ提攜シ且協力スルコトニ決意セリ而シテ三國政府ハ更ニ世界詞ル所ニ於テ阿諷ノ努力ヲ爲サントスル諸國ニ對シ協力ヲ寄マサルモノニシテ斯クンテ世界平和ニ對スル三國終局ノ抱負ヲ實現センコトヲ欲ス依テ日本國政府、獨逸國政府及伊太利國政府ハ左ノ通協定セリ

第一條

日本國ハ獨逸國及伊太利國ノ歐洲ニ於ケル新秩序建設ニ關シ指導的地位ヲ認メ且之ヲ尊重ス

第二條

獨逸國及伊太利國ハ日本國ノ大東亞ニ於ケル新秩序建設ニ關シ指導的地位ヲ認メ且之ヲ尊重ス

第三條

日本國、獨逸國及伊太利國ハ前記ノ方針ニ基ク努力ニ付相互ニ協力スヘキコトヲ約ス更ニ三締約國中何レカノ一國カ現ニ歐洲戰爭又ハ日支紛争ニ參入シ居ラサル一國ニ依テ攻讐セラレタルトキハ三國ハ有ラユル政治的、經濟的及軍事的方法ニ依リ相互ニ援助スヘキコトヲ約ス

第四條

本條約實施ノ爲各日本國政府、獨逸國政府及伊太利國政府ニ依リ任命セラレヘキ委員ヨリ成ル混合専門委員會ハ遲滞ナク開催セラレヘキモノトス

第五條

日本國、獨逸國及伊太利國ハ前記諸事項カ三締約國ノ各ト「ソヴィエト」聯邦トノ間ニ現存スル政治的狀態ニ何等ノ影響ヲモ及ホサザルモノナルコトヲ確認ス

第六條

本條約ハ署名ト同時ニ實施セラレヘク、實施ノ日ヨリ十年間有效トス右期間滿了前適當ナル時期ニ於テ締約國中ノ一國ノ要求ニ基キ締約國

ハ本條約ノ更新ニ關シ協議スヘシ

右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本條約ニ署名調
印セリ

昭和十五年九月二十七日即チ千九百四十年、「フアシスト」曆十八年
九月二十七日「ベルリン」ニ於テ本署三邊ヲ作成ス

來 栢 三 郎

ヨアヒム、フオン、リツベントロツブ

チ ア ー ン

栢 秘

(絕對秘密)

外務大臣ヨリ在京獨逸國大使宛往翰察

以參翰察上致候察者本大臣ハ閣下カ獨逸國政府ノ爲ニ爲サレタル左記

口頭宣言ヲ確解セラレンコトヲ希望致候

「獨逸國政府ハ南洋ニ於テ現ニ日本國ノ委任統治下ニ在ル南洋羣島
殖民地カ引續キ日本國ノ屬地タルコトニ同意スヘク之カ爲獨逸國ハ
何等カノ代價ヲ受クルモノトス南洋ニ於ケル其ノ他ノ舊殖民地ニ關
シテハ右殖民地ハ現歐洲戰事ヲ終結スル平和ノ成立ト共ニ自衛的ニ
獨逸國ニ復讐スヘシ然ル後獨逸國政府ハ出來得ル限り日本國ニ有利
ニ右殖民地ヲ有償ニテ處分スル目的ヲ以テ友好的精神ニ基キ日本國
政府ト協議スルノ用意アリ

奉大臣ハ茲ニ閣下ニ向テ重テ敬意ヲ表シ候 敬具

昭和 年 月 日

極 秘

(絶密 極密)

在京別遣島大使ヨリ外務大臣宛來翰宗

以臺灣島上亞俄關係者本使ハ本日附貴翰報

號ヲ閱悉シ且右貴翰

中ニ將ケラレタル南洋ニ於ケル臺灣島諸島殖民地ニ關シ本使ノ爲シタル

口頭宣旨ヲ熟讀スルノ光榮ヲ有シ候

本使ハ茲ニ閣下ニ向テ重テ敬意ヲ表シ候 敬具

昭和 年 月 日

九龍十年 御前 浅 授 治長 記述

冬 謀 師 長 賢 哉

日 無 作、授 巧 攻 化、不 却 可 愛 足 短、及 亦

物 等 可 何

外 拾 不 任

場 之 諸 君、為、口 口、之 誇、之 後、之 有 利、十、之、

日 的、之、能、之、心、付、し、之、不 却 可 愛、口、之、能、力

之、吃、付、之、ル、物、之、申、述、ハ、ル、之、可 歸、之、哉、之、上、之、於、之、

年、此ノ古後マシテ、
 如ク右利、能ク利用シ、
 結果ヲ期待シ行ン、
 軍令行ハズ、
 本向望ノ成立ニテ、
 如ク右利、能ク利用シ、
 結果ヲ期待シ行ン、
 軍令行ハズ、

軍令行ハズ、
 本向望ノ成立ニテ、
 如ク右利、能ク利用シ、
 結果ヲ期待シ行ン、
 軍令行ハズ、

外務大臣
 日ノ外交ノ問題ニ
 對シテ、
 如何ニ
 處テ、
 如何ニ
 處テ、

日ノ外交ノ問題ニ
 對シテ、
 如何ニ
 處テ、
 如何ニ
 處テ、

Handwritten Japanese text in vertical columns on a lined page. The text is written in cursive (sōsho) style. The right page is mostly blank with faint ghosting of text from the reverse side.

希世に所をスミナリて便に由りて言はる事多し

何ト一切の答に多クナリト申シテ所をスミナリ

能ハシク其後餘の語長ク略シテ相カスナリ

ニ付シテ口シレバ又ク行キヤ何ニヤヤフコト付シテ

付スベシシ口本ニテ私ノ故ニテ我ニ和ラズ

口我ノ故ニテ我ニ和ラズト云フ人コトハ多ク

ン何ノ口フ事カ物言クナク者多クト云フ事カ

也例。何事陸行多柳ノ子控人此内皆コカ木

ル保し身ニテノタヌ又ヌメニコト短口舞餅ツニ正也

たトトノ何し科な下ニカク成ノ子何オコヌオトニ

水ラン例ト治各ノ治タノトイト親子所又何

ニコトトノ何ヤ文何也。能也ニ折也又元ノカシ

切者ノ希也ノ何ノ何ノイリロオコトス

可字ノ希長

Blank page with horizontal lines for writing.

只向此ノ持成ニテ 是未リ 實物ニ付ク 一信表也
此表ノ所存ノ所 實物ノ所 實物ノ所 實物ノ所
之又口表我甲ニ 指石我トシテ 云云大凡又即
了意元方乃涉能ノ 似似ノ 似ノ 子乃 持持ニ進

善ニ云々 封象 也河

級記 在臣

新ノ 持ノ 云々 付ノ 云々 未リノ 云々 云々 云々 一信表也

夫一、務能シ解ヲ最ノ備合ニ於テ物造ノ
 入于空海ノ如ク地ノ下ニ已ニ我々ノ足ニ付テハ
 主要ニテ空海ヲ其末ニ指シト多ク治テ物造ノ
 因縁ニ見レバ己ノ足亦其地ノ如ク其地ノ下ニ
 有テ是ノ天竺ノ意ニ見レバ可ク其地ノ下ニ
 有テ是ノ天竺ノ意ニ見レバ可ク其地ノ下ニ
 有テ是ノ天竺ノ意ニ見レバ可ク其地ノ下ニ
 有テ是ノ天竺ノ意ニ見レバ可ク其地ノ下ニ

(Faint bleed-through text from the reverse side of the page)

此段所記之千部、係此部(一)抄本名目、其年、

陽之清也トテテヘテ

全通院院藏

鋼材ニテ、房造ク之書、料トシ元云所止
 弟也。房造ク書、之、我也、後、銀、境、口、
 成、ハ、是、良、以、記、注、注、如、ク、於、年、子、月、年、也、
 序、所、之、延、注、子、又、房、飲、之、子、也、解、解、境、之、子、

柳多量ノ鋸材ノ量查シ貯之ニ申テ云、物初計出ニ

本村物産
(本村物産)ト云々云々

四月五日(月)七ノ日迄、本村物産「四百〇〇万ト云々」

(本村物産)ト云々云々

才三才、本村物産減少才ニ多ク、本村物産ト云々云々

午候、本村物産ト云々云々、本村物産ト云々云々

己候、本村物産ト云々云々、本村物産ト云々云々

庚、本村物産ト云々云々、本村物産ト云々云々

壬、本村物産ト云々云々、本村物産ト云々云々

[Faint, illegible handwritten text in a cursive style, possibly a list or account.]

国領十ヶ地方新命ノ取付、船政能ク、高上ノ國
し、此處より榎木生茂、元々ノク、一カニ、口港ノ通シ

徳ハ、〇〇〇〇、銀五、四三、〇〇〇、トナリ、目下日、可、生、産

振免ノ者、才、見、云、係、是、也、ハ、所、望、ノ、儀、下、ノ、事、此、上

勢、能、能、〇、四、〇、〇、〇、也、ト、云、ハ、故、主、カ、ラ、云、ノ、事、中、一、シ

此、上、法、律、ヲ、十、カ、ノ、御、又、付、ハ、今、甲、字、成、ト、云、法、律、ハ、

一、七、名、一、二、三、〇、〇、カ、ノ、傍、カ、リ、所、カ、ノ、法、字、口、字、ヲ、更

二月元 館林^ニ 国^ノ 改^メ 後^ノ 平^ノ 幕^ノ 少^シ 住^ル
 上^ル 好^シ

物^ノ 彼^ノ 全^ク 名^ヲ (銅 銀) 三^ノ 元^ノ 銀^ノ 二^ノ 百^ノ 元^ノ 文^ノ 十^ノ 也^ノ 物^ノ 二^ノ
 一^ノ 也^ノ 十^ノ 七^ノ 也^ノ 物^ノ 一^ノ 也^ノ 十^ノ 八^ノ 也^ノ 十^ノ 九^ノ 也^ノ

十^ノ 二^ノ 一^ノ 十^ノ 四^ノ 也^ノ ト^テ 十^ノ 五^ノ 也^ノ 物^ノ 十^ノ 八^ノ 也^ノ 十^ノ 九^ノ 也^ノ

十^ノ 一^ノ 也^ノ 十^ノ 二^ノ 也^ノ 十^ノ 三^ノ 也^ノ 十^ノ 四^ノ 也^ノ 十^ノ 五^ノ 也^ノ 十^ノ 六^ノ 也^ノ

十^ノ 七^ノ 也^ノ 十^ノ 八^ノ 也^ノ 十^ノ 九^ノ 也^ノ 十^ノ 十^ノ 也^ノ 十^ノ 一^ノ 也^ノ

1 得已且良銅 鈺材之既同爲 彼大丁丁修
代月也之何爲 又凡右取時 有惟ノ以充多之合
新名取時ノ計ノ 並復非古多 歎竟ノ亦不ニ之宜付
以之古何 又ノ在立 妙種也一又ノ所種 已言シマテ
石油 子由是處 傳文工之ノ以ノ 鐵ノ所餘在 爲之
至之國ル 日陸海ノ 一竹等 爲ニ 吾等 時ノ我ニ之
修司多 亦ナリ 亦帯瓦 七助我 十ニ 國ニ 國ル 之時

Blank lined page with faint bleed-through text from the reverse side.

可命、叙名

尚仰不_レ得_レ去_レ而_レ得_レ方_レ地_レ満_レ天_レ又_レ奉_レ了

可命_レ安_レ民_レ帝_レ又_レ入_レ山_レ五_レ純_レ下_レ以_レ夕_レ按_レ命_レ比_レ碑_レ六

心_レ方_レ利_レ、恒_レ度_レ上_レ心_レ同_レ子_レ甘_レ苦_レ度_レ行_レ我_レ子_レ以_レ夕_レ按_レ命_レ比_レ碑_レ六

因_レ心_レ方_レ利_レ

一_レ特_レ到_レ折_レ又_レ子_レ有_レ有_レ入_レ子_レ以_レ夕_レ按_レ命_レ比_レ碑_レ六

福_レ去_レ子_レ之_レ暇_レ立_レ也_レリ_レ心_レ并_レ有_レ是_レ修_レ三_レ折_レ入_レ其_レ是_レ

歲_レ山_レ神_レ古_レ電_レ尼_レ以_レ子_レ去_レ又_レ十_レ口_レ子_レ特_レ子_レ即_レ之_レ也_レ福_レ六_レ

計米我年より... 海軍ノ名譽ニ寄リテ... 其年
可希子ハ神祇ノ長神也 尚即才ノ欠込... 海軍ノ
ノ神祇ニ長助我ハ... 其年ノ... 其神也
ノ神也... 其年ノ...

正徳元年成

池ノ... 其年ノ... 其神也
尚即... 其年ノ... 其神也
其年ノ... 其神也
其年ノ... 其神也
其年ノ... 其神也

[Faint, illegible handwriting in vertical columns]

コトノミヤノ小ノ十ノミヤノ又宮内ノ水ノ... 既立御所ノ其那ノ
 方印才ニホノ方印才ニホノ水ノ... 其那ノ水ノ...

大船ノ... 古池ノ... 一ノ九ノ... 人ノ... 是ノ... 水ノ...
 其那ノ... 水ノ... 三ノ... 也ノ... 船ノ... 浮ノ... 既立ノ... 汁ノ...

又... 義平ノ... 今ノ... 初ノ... 量ノ... 三ノ... 一ノ... 海ノ... 外ノ...
 取ノ... 汁ノ... 其那ノ... 水ノ... 其那ノ... 水ノ... 其那ノ... 水ノ...

可命ノ... 汁ノ... 水ノ...
 可命ノ...

石ノ... 水ノ... 其那ノ... 水ノ... 其那ノ... 水ノ...
 可... 可... 可... 可... 可... 可... 可... 可... 可... 可...

外拾五段

和時ツ持テ得ん持向南即テ取テト、十ニシテ、平初時
ト此カ物トノニハ他又ニ海軍ニ和力ヲ初初有ルニ由

中保格ノ考得ニ考ニ油ノ教時ニ和力為去ニ表所ニシテ
且未ノ考テ、和蘭ノ所有、名ニ改テ、古油ノ教時

英、竹ノ力、和、計、元、金、軍、ノ、洋、才、才、ニ、和、蘭、分、子、所、元
此、ト、ニ、河、ニ、和、人、ヤ、ツ、ス、ト、ス、ニ、ク、一、和、元、竹、和、方、

吾、折、ツ、タ、ス、コ、ト、ノ、事、ト、又、ニ、ク、ニ、ク、一、ノ、言、ニ、シ、テ、ハ、ク、包、折
併、也、和、ノ、教、時、也、此、意、也、我、テ、ハ、竹、才、ノ、和、力、也、是

諸、苦、也、此、意、也、和、人、ノ、才、十、又、ソ、和、一、和、元、計、和、院
諸、兵、物、少、和、才、ノ、才、和、也、和、元、和、才、ノ、和、才、

湖の畔に、遠くまで又へりて、
此の日記十下、下段に、
又、梅子、その他、
又、梅子、その他、

又、梅子、その他、
又、梅子、その他、
又、梅子、その他、
又、梅子、その他、

又、梅子、その他、
又、梅子、その他、
又、梅子、その他、
又、梅子、その他、

又、梅子、その他、
又、梅子、その他、
又、梅子、その他、
又、梅子、その他、

又、梅子、その他、
又、梅子、その他、
又、梅子、その他、
又、梅子、その他、

又、梅子、その他、
又、梅子、その他、
又、梅子、その他、
又、梅子、その他、

Blank page with faint bleed-through text from the reverse side.

外物之位

國親といふは、^ツツギキル一、林ノ其也ノモトキ、ツハも此ハ
お前モツル故、根ノ根ノ以テ、其末カ之、同ノ去、行んニ

アタ又、在、有、印、ヲ、印、ト、存、此、利、根、曰、ハ、刀、乃、及、此、ヲ
我、初、ノ、以、也、口、也、且、印、ヤ、下、也、了、了、了、了、我、深、し、ハ

吾、初、了、了、了

可、命、知、也

若、シ、来、心、ノ、知、我、為、心、ニ、了、了、了、了、了、了、我、了、命、知、了、了
也、之、防、心、ニ、了、了、了、其、天、我、時、物、自、之、由、之、了、了、了、了

一、而、之、了、了、了、了、了、了、了、了、了、了、了、了、了、了、了、了

外物之位

Faint vertical lines and ghosting of text from the reverse side of the page.

日影の如く、谷我ノ我我ノ有るに、其下ニ谷向ナリ
一、谷ノ口ノ我々ヤクニ、其下ニ、三ノ谷ノ谷向ニ、其下ニ、

ナリ又、其下ニ、其下ニ、其下ニ、其下ニ、其下ニ、其下ニ、
其下ニ、其下ニ、其下ニ、其下ニ、其下ニ、其下ニ、

マニニ、日ノ谷向ニ、其下ニ、

杞菴院賦也

可奇、其下ニ、其下ニ、其下ニ、其下ニ、其下ニ、其下ニ、
其下ニ、其下ニ、其下ニ、其下ニ、其下ニ、其下ニ、

天下ニ、其下ニ、其下ニ、其下ニ、其下ニ、其下ニ、其下ニ、
其下ニ、其下ニ、其下ニ、其下ニ、其下ニ、其下ニ、

口々の支那、今や此に下り、
抱かしの海、今や此に下り、
抱かしの海、今や此に下り、
抱かしの海、今や此に下り、
抱かしの海、今や此に下り、
抱かしの海、今や此に下り、
抱かしの海、今や此に下り、
抱かしの海、今や此に下り、
抱かしの海、今や此に下り、
抱かしの海、今や此に下り、

皆悦す不惑之政施んじにトローキキの地力果せり
我今夕也夕如之計多哉可決了んじに相カ米子ト

秋暮ノ國々ノ事考了り事也六二千三百ノ地力小
市民了りる也不無後利ヲ決んじに事也木多也

之ハ心採三ツリ也、村木為父ニ代ノ採、方我也
我今夕也夕如之計多哉可決了んじに相カ米子ト

ツ竹甲先了り事也元

◎山田院院成

是院ノ運、心品中ノ品也、海倉ヲ運、云々
口和也、心品中ノ品也、海倉ヲ運、云々
計、我今夕也夕如之計多哉可決了んじに相カ米子ト

、畑に十ヶ畝、二ヶ畝、肥土十町也、米満ん、二ヶヶ畑、新倉、
見ん、三ヶヶ畑、是、沼澤、一ヶヶヶ、二ヶヶ、新十方也、沼澤、

、例、口、沼澤、見、田、丁、方、也、石、一、七、八、十、方、也、ト、リ
、高、辰、十、丈、敷、巻、下、リ、

陸中大臣

、取、油、之、文、三、陸、中、北、之、海、中、令、得、之、少、老、妻、祝、し、り、
、此、ノ、分、建、リ、推、し、進、之、リ、修、局、南、行、令、建、ト、し、之、事、件
、二、三、ノ、如、向、向、之、ち、事、也、以、付、延、長、今、城、之、於、付、向、之、建
、事、何、ノ、定、ノ、又、即、平、委、ク、建、之、所、也、之、其、好、機、リ
、神、建、之、南、方、可、建、ノ、所、也、之、南、行、之、言、ノ、一、如、多
、外、之、所、機、也、二、如、是、也、委、命、所、ノ、限、保、し、勿、又、塔、也
、三、之、所、機、カ、ク、行、修、之、一、又、之、所、若、修、之、也、之、言、也、
、之、言、行、之、建、行、之、見、以、行、之、又、固、了、南、行、之、言、也、

肥前抄

南河村に品ノ田由ヲ授ケ拜々ト云々御修例ノ
段ノ上ハト云々又外初ノ注叙ニ云々院做ノ御旨

ノ御叙ニ干申也。坊右南上ノ御所中ノ御所也
々御所ノ口々包圍ノ御所ニ御所ニ云々御所
計口御所ト云々御所ト云々御所ト云々御所ト云々
比云々御所ト云々

外抄五位

半子ノ御所計口御所ノ御所ノ御所ト云々御所ノ
御所ト云々御所ト云々御所ト云々御所ト云々御所ト云々
御所ト云々御所ト云々御所ト云々御所ト云々御所ト云々
御所ト云々御所ト云々御所ト云々御所ト云々御所ト云々



一、此の地帯に於て、昔は、
一、此の地帯に於て、昔は、

二、此の地帯に於て、昔は、

三、此の地帯に於て、昔は、

四、此の地帯に於て、昔は、

五、此の地帯に於て、昔は、

六、此の地帯に於て、昔は、

七、此の地帯に於て、昔は、

三國同盟御前會議ニ於ケル金鐵院總裁ノ發言要旨

一、鋼材ニ就テ

屑鐵ヲ主要原料トナシアル關係上米國カ屑鐵ヲ禁輸セハ我國ノ製鋼能力ハ減少ス然レトモ總理ノ説明ノ如ク從來ヨリ行ヒタル生産擴充ノ施設アリ又屑鐵ニヨラサル製鋼法モアリ相當多量ノ鋼材ヲ生産シ得ヘシ本年度物動計畫ニハ五四〇万噸ヲ見込アルモ米國ノ禁輸トナラハ第一年度ハ四〇〇万噸トナルヘク第二年度ハ生産力擴充セラレテモ在庫品ノ減少等ニヨリ約四〇〇万噸トナリ之レニ非常手段ヲモ加フレハ液ネ現在ノ儘トナシ得ヘシ現在軍需トシテハ陸海軍ノ直接及間接ノ分ヲモ加ヘ一四〇万噸其ノ他ノ民需四〇〇万噸ナリ假令製造高四〇〇万ニ減少スルモ民官需ヲ壓迫スルニ

於テハ日支事變ノ繼續ハ困難ナラス他方物動ノ改訂、製鐵能力ノ高上ヲ圖レハ現在及近キ將來完成スルモノヲ合スレハ日滿ヲ通シ幾八〇〇万噸、銅五四(五)〇万噸トナルヘシ目下他ノ生産擴充ヲ急キアル關係並ニ炭質ノ低下ニヨリ現在製鋼能力四〇〇万噸ナリモ今後主力ヲ茲ニ集中シ現在ノ設備ヲ十分ニ働カス時ハ今日ノ完成シアル設備ノミニテモ尙一二(三)〇万噸ヲ増加シ得ヘク從ツテ日支事變ニ用フル鋼材ハ固ヨリ現在程度ノ軍需ハ永久ニ繼續シ得ヘシ

三 非鐵金屬(銅、鐵)ニ就テ

銅ハ本年度~~計~~量ハ約二〇万噸ナルモ禁輸ノ際ニハ第一年度ハ十八万噸、第二年度ハ三十三万噸トナリ其後ハ漸次増加ス本年度

國內需要ハ二〇万噸ニシテ陸海軍需ハ直接間接ヲ合シ十一万噸ナリ以テ困難乍ラ今日ノ軍需量ヲ供給シ得ヘシ然レトモ銅ハ鋼材ニ比シ困窮ノ程度大ナリ他ノ代用品ヲ研究シ又ハ凡有取得ノ方法ヲ攻究スヘシ今日至急取得ヲ計リ先般相當多額量ヲ米國ニテ買付既ニ出荷又ハ現在船積中又ハ船積セントシツツアリ

四 石油ニ就テ

國內生産僅少ナルヲ以テ鐵及非鐵金屬ニ比シ更ニ困ル陸海軍所要ノ分ハ夫々貯藏シアルモノヲ使用スルノ外ナク非常ナル長期戰トナレハ固ヨリ困ルモ貯藏ハ相當量アルヲ以テ差支ナカルヘク特ニ最近迄最大ノ弱點タリシ航空「ガソリン」ハ第一、第二次機上輸入並ニ最近ノ特別輸入ニヨリ相當量ヲ入手シ得タルヲ以テ他ニ比

シ寧ろ有利ノ状況トナレリ固ヨリ固「プロツタ」内ノ生産及貯蔵
ヲ以テ陸海軍需官民需ヲ支フル事ハ不可能ナルヲ以テ結局ハ北緯
太、南印等ヨリ確實ナル取得ノ方法ヲ ~~NEE~~ スルコト必要ナリ

陸軍令部總長質問

對米戰爭トモナレハ海軍カ第一線ニ立チテ働クコトトナル其ノ際
軍需品ハ貯蔵、北緯太、南印等ヲ見込ミ以テアルモ海軍ノ貯蔵ニテ
長期戰ハ不可能ナリ此ノ長期戰ニ要スル石油ノ補充ヲ如何ニスル
ヤ承リ度

企畫院總裁應答

油ノ問題ニ就キテハ前述ノ通りナリ相當長期戰トモナレハ北緯太
南印ノ石油ノ取得絕對ニ必要ナリ又獨ノ貯蔵ニヨリ「ソ」又ハ歐

洲方面ヨリ補充スルコト必要ニシテ要スルニ凡有方法手段ヲ盡シ
多量ノ石油ノ取得ヲ計ルノ外ナシ

南印、北緯太ハ第一ニ考ヘラルル處ニシテ最後ノ決心付キタル時
ハココヨリ取ルノ外ナカルヘク又實際ニ於テハ現在南洋、支那方
面等ニ於テ相當多量ノ油ヲ購入シテアリ國內製油モ大ニ努力スヘク
天然出油ハ年四〇万吨ナルモ人造石油ハ近時作業モ進捗シ明年ハ
三〇万吨ヲ期待シ得ヘク現在ノ計畫又ハ着手中ノモノヲ合スレハ
相當量ニ至ルヘク一面海外ヨリノ取得ヲ計リ國內ノ生産ヲ高ムル
ト共ニ他面國內ノ消費節約ヲ計ルノ外ナシ

五 企畫院總裁附言

先般ノ説明ハ最悪中ノ最悪ノ場合ヲ述ヘタルモノナリ日米戰爭起

ラス限り米國ノ經濟壓迫ノミニテ我國ノ對支戰爭繼續不可能トナルカ如キコトナシ米國以外ヨリ相當取得シ得ヘシ只航空「ガソリン」ハ米國ノモノ最良ニシテ我國ニテハ未タ高級航空「ガソリン」ヲ製造シ得ス但シ過般航空「ガソリン」ヲ多量入手シタルヲ以テ先ツ可ナリ其以外ノ石油ハ品質、價格等ニ於テ甲乙アルモ他方面ヨリ求メ得ヘシ米國ト同時ニ他ノ諸國カ對日禁輸ヲ行フモノト考ヘラレス之等米國ノ對日經濟壓迫ハ自己ノ腹ヲ痛メスシテ日本ヲ苦メントスル愈所ヲ衝キアリ今後全面的ノ經濟壓迫アリトスルモ我ニトリ最モ痛キ所ハ既ニ實施セラレアリ今更改メテ困ルニ及ハサルヘシ米國ヨリ只今モ尙相當量ノ買込ヲナシアルコトハ前述ノ通りナリ又北極太ノ石油ハ決シテ少量ニアラス現在十萬屯未滿ナ

ルモコレハ彼ノ妨害ニヨルモノニシテ現在ノ設備ヲ以テシテ尙數十萬屯ヲ得ヘク「ソ」個カ取得シアル四十萬屯ヲ合シテ七、八十萬屯トナリ馬鹿ニナラス數量ナリ

